

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上尾市長 畠山 稔

## 上尾市条例第6号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 上尾市職員の給与に関する条例(昭和30年上尾市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第10条の2第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(」に改め、「定める職員」の次に「に限る。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第10条の3 住居その他これに準ずるものとして市規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他市規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、市規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

(上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年上尾市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第15号の2中「期間内」を「期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、

一の年の6月から10月までの期間)内」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。